

文部科学大臣政務官
安江 伸夫 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(令和6年7月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥	取	県	知	事	平	井	伸	治
鳥	取	県	議	会	長	濱	崎	一
鳥	取	県	市	長	会	深	澤	彦
鳥	取	県	市	議	会	永	井	章
鳥	取	県	町	村	会	吉	田	人
鳥	取	県	町	村	議	山	根	政
鳥	取	県	議	会	長	会	長	彦

教員不足の解消に向けた鳥取大学の改革について

《提案・要望の内容》

○全国的に教員不足となっている社会情勢の中、全国で唯一、県外の大学へ教員養成学部を統合した鳥取県においては教員確保が深刻化している。学生の地元定着を図る観点からも、鳥取大学の教育学部再興をはじめ抜本的な改革を行うことについて、地元の意向を尊重して検討すること。

<参考>

1 本県の公立学校における教員の採用状況

本県教員の採用試験においては、志願者確保に向け県外に試験会場を設けるなど様々な取組を行い、多くの志願者を集めているが、合格者の辞退により、予定していた採用者を確保できない状況が続いており、小学校において顕著となっている。

鳥取県の小学校教員新規採用者に占める鳥取大学出身者の割合は、教育学部があった頃は5割程度であったが、教育地域科学部になり4割程度、地域学部になった近年は1割以下に減少しており、鳥取大学から教育学部が無くなったことが本県の教員確保に大きな影響を与えている。

<公立小学校教員の採用状況>

	教育学部のあった H4採用	教育地域科学部の あったH16採用	県外の大学へ教員 養成学部を統合後 の現在 R6採用
採用計画	100人	80人	150人
志願者数	431人	404人	590人
採用実績	106人	86人	74人
うち鳥取大学出身者	58人	34人	5人
鳥取大学出身者の割合	54.7%	39.5%	6.8%

2 鳥取大学との協議

令和6年5月1日、本県の教員採用の状況や鳥取大学における教員養成の現状を総括し、地域社会を持続的に発展できる人材を確保する好循環を生み出す仕組みづくりに向けて、鳥取大学、鳥取県、鳥取県教育委員会及び私立学校協会で協議を行い、鳥取大学の教員養成について、ワーキングで見直しを検討協議していくことを合意した。

ワーキングでは、教員不足への対応やより質の高い教育を目指すための取組について、鳥取大学及び鳥取県教育委員会と協議を進めていくこととしている。

教職員給与等の改善について

《提案・要望の内容》

- より優秀な人材を確保することを目的として、教員の給与の優遇措置を定めた人材確保法を堅持しつつ、その職務の専門性に十分配慮するとともに、能力・実績に見合った処遇を可能とするメリハリをつけた給与制度とするための財政措置を講じること。
- 給特法の見直しについては、単に給与の問題に留まらず、学校の組織運営、教員の勤務時間管理、教員の勤務時間の内外にわたる勤務の在り方、教員の果たすべき職務の内容や責任などにも大きく影響を及ぼすものであるため、教員の勤務実態に適合していない教職調整額を含めた抜本的な見直しについて検討すること。
- 一連の施策の実現にあたっては、国において必要な財源のあり方を適切に検討し、その上で必要な財政措置を講じること。

1 R6.5.13 中央教育審議会「質の高い教師の確保特別部会」の審議まとめポイント

- ・現行4%の教職調整額を10%に引き上げ
- ・学級担任の手当加算や管理職手当の増額
- ・若手教員をサポートする新たな職の創設
- ・小学3、4年生にも教科担任制を拡大
- ・11時間を目安とする「勤務間インターバルの導入」
- ・残業は月45時間以内となることを目標とし、将来的には月20時間程度まで削減

2 「審議まとめ」における教職調整額引き上げの考え方

- 教師の処遇改善の水準は、人材確保法による処遇改善後の昭和55年の一般行政職に比した優遇分の水準（約7%）以上を確保するため、教職調整額の率は少なくとも10%以上とすることが必要。 ※相対的に優遇分が低下し、現在ではわずかになっている状況。
- 教師の職務は、教師の自主的・自律的な判断に基づく業務と、管理職の指揮命令に基づく業務が日常的に渾然一体となっており、授業準備や教材研究等が、どこまでが職務なのか、精緻に切り分けることは困難。
 - 一般の労働者や行政職とは異なる教師の職務や勤務態様の特殊性は、現在においても変わらず、一般行政職等と同様の時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理は適さない。
 - 教師の職務等の特殊性を踏まえると、勤務時間の内外を包括的に評価し、教職調整額を支給する仕組みは、現在においても合理性を有する。
- 県費負担教職員制度の下では、市町村が時間外勤務手当を支払う責務を負わないため、企業と同様の形では、時間外勤務命令を発しないインセンティブが十分には機能しないと考えられる。

3 5月14日記者会見における盛山文部科学大臣発言要旨

- ・今回は中間報告であり、中央教育審議会として「答申」を取りまとめる時期については、意見募集の結果やその後の特別部会における議論の状況によるため、現時点では決まっていないと承知。
- ・昨年6月に閣議決定された「骨太の方針2023」では、令和6年度から3年間を集中改革期間とすること、そして令和6年度中の給特法改正案の国会提出を検討すること等とされている。今回の「審議のまとめ」に盛り込まれた施策の実現に向けて、そのための方策を速やかに検討したい。
- ・現状の義務教育費国庫負担金における教職調整額に係る予算額は約480億円。これを前提とした場合、追加的な所要額は国費として約720億円になると見込まれる。
- ・その他については、今後、具体的に検討しなければならないので、予算の全体の規模等について現時点では何とも言えないが、今回の提言を踏まえてできるだけ速やかに検討し、教師の処遇の改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に進めたい。

<参考>

《教職調整額に係る現行制度（文部科学省ホームページより）》

○教員の職務は自発性・創造性に期待する面が大きく、夏休みのように長期の学校休業期間があること等を考慮すると、その勤務の全てにわたって、一般の公務員と同様に、勤務時間の長短によって機械的に評価することは必ずしも適当ではなく、とりわけ時間外勤務手当制度は教員にはなじまない。

<自発性・創造性が求められる教員の職務の例>

- ・授業準備のための資料作成は、どこまでを対象とするか、どこまで深く掘り下げるかなど、教員の自発性・創造性に負うところが大きい。
- ・いじめのトラブルを回避するために個別に面談を行う場合など、誰を対象として、どこまで丁寧に面接を行うかは教員の判断に委ねられている。
- ・部活動において各種の大会やコンクールなどでよい成績を収めるために、どのように指導し、どの程度まで指導を行うかは教員の熱意に基づき自発的に判断されている。

○教員の職務と勤務態様の特殊性を踏まえ、教員については、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、以下のように規定。

- ・時間外勤務手当を支給しない。
- ・時間外勤務手当の代わりに、教職調整額として給料月額の4パーセントを一律に支給。

※教職調整額は給料相当とされ、期末・勤勉手当や退職手当等の算定の基礎とされている。
時間外勤務を命じることができるのは超勤4項目（a. 生徒の実習、b. 学校行事、c. 職員会議、d. 非常災害、児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合）に限定し、教員に過度の負担がかからないよう、適正な勤務条件を確保。

<教職調整額4%の積算根拠>

- ・昭和41年度に文部省が実施した「教員勤務状況調査」の結果、1週間の超過勤務時間は、平均1時間48分（小学校：1時間20分、中学校：2時間30分）であり、1週間平均の超過勤務時間が年間44週にわたって行われた場合の超過勤務手当に要する金額が、超過勤務手当算定の基礎となる給与に対し、約4パーセントに相当する。

《鳥取県の状況》

【令和5年度における教員の平均時間外業務時間(月あたり)】

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
26.2時間	30.1時間	27.4時間	15.7時間	11.7時間

学校給食費の負担軽減の仕組づくりについて

《提案・要望の内容》

○子育て世代である小・中学生の保護者の経済的負担を軽減するため、国において全国一律の包括的な学校給食費の負担軽減の仕組づくりを進め、具体的な施策を示すとともに、必要な財源措置を行うこと。

<参考>

【学校給食費平均月額】（文部科学省学校給食実施状況調査(令和5年5月1日現在)）

	公立小学校		公立中学校	
	平均月額（円）	実施回数（回）	平均月額（円）	実施回数（回）
鳥取県	4,985	192	5,736	190
全国平均	4,688	192	5,367	188

※「平均月額」は、保護者の年間負担額の平均月額（年間負担額を11カ月で除した額）

【学校給食を実施している小中学校の状況】

公立小・中・義務教育学校は100%（令和6年度）

	公立			私立	国立	
	小学校	中学校	義務教育学校	中学校	小学校	中学校
学校数	111	50	6	3	1	1
内、給食を提供している学校数	111	50	6	0	1	1
計	169校 / 172校 = 98.2%					

【令和6年度市町村の助成状況】

- ・無償化 … 4町（若桜町、智頭町、大山町、江府町）
- ・一部減免・一部助成 … 15市町組合
- ・助成なし … 1市（鳥取市）

【経済的困窮者への公立小・中・義務教育学校の給食費の支援状況】

○生活保護世帯の児童生徒、要保護児童生徒

- ・全額補助 … 全市町村

○準要保護児童生徒

- ・全額補助 … 13市町
- ・一部補助 … 7市町組合

少人数学級の拡充に伴う加配定数の維持・拡充について

《提案・要望の内容》

- 令和3年4月1日付けで義務教育標準法が改正され、小学校については、令和3年度から5年をかけた学年進行で35人以下学級を実現するための教職員定数が改善されることとなったが、それに伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されることから、35人以下学級の実現後も、小中学校において様々な教育課題に対応する加配定数が維持・拡充されるよう定数措置を行うとともに、中学校における少人数学級の実現に向けた教職員定数の改善を推進すること。
- 併せて、空き教室の活用等に必要な改修や設備・備品について財政支援を行うこと。

＜参考＞鳥取県の状況

1 県独自に全学年で少人数学級の実施

- ・平成14年度から小学校1、2年生で30人以下学級を県独自に実施。
- ・平成24年度から、国の計画に先行実施し、単県費により小中学校の全学年で少人数学級を実施。
- ・国よりさらに先行し、令和4年度から4年かけて、小学校全学年の30人以下学級に取り組んでいる。

【学級編制基準（令和6年度）】

校種	学年	鳥取県	全国
小学校	1～5年生	30人以下学級	35人以下学級※
	6年生	35人以下学級	40人以下学級※
中学校	1年生	33人以下学級	40人以下学級
	2、3年生	35人以下学級	40人以下学級

※全国の小学校3～6年生は、令和4年度から年次進行で35人以下学級へ移行中

2 少人数学級の必要性・重要性

- ・学級編制を少人数化することにより、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導を行うことができ、基礎学力の向上を図るとともに、児童生徒の状況を的確に把握し、いじめ問題や不登校児童生徒に迅速かつ的確に対応することができる。
- ・教職員の定数改善により、チーム・ティーチングなどの少人数指導、小学校における教科担任制の導入など、学力向上の取組を推進できる。

3 これまでの成果と課題

【成果】

- 小1プロブレム・中1ギャップの解消においては、少人数学級導入により、児童・生徒同士の関わり合いが増え、落ち着いた人間関係を構築できるようになった。
- 学力向上、学校不適應の問題、特別な支援を必要とする児童生徒等の課題対応については、教師が授業等において児童・生徒一人一人の学習状況を把握しやすくなり、児童・生徒の側も、意見発表の機会や体験活動での作業の場などが増えたことから学習意欲や自己肯定感の向上につながるなど一定の成果があった。
- 児童生徒同士が関わり合う活動や教師と児童生徒との関わりに関する質問への肯定的回答が年々増加。

【課題】

- ▲（小学校1、2年生のみが30人以下学級時には、）小学校2年生が3年生に進級する際、学級編制基準が変わることにより、クラス規模が大きくなり、落ち着かないクラスが発生していた。
- ▲令和元年度より、学力向上に加えて、教員の人材育成、働き方改革の視点を持って、TT指導（チーム・ティーチング：1クラスを2名の教員で指導）、教科担任制指導等を行うなどの少人数学級の弾力的運用を各学校に推奨しており、学校課題の解決や時間外業務時間の縮減につながったのかも含めて、今後とも検証・推進していく必要がある。
- ▲GIGA スクールの推進、特別な配慮や支援を要する児童への対応等、新たな教育課題に対応するためにも働き方改革を進める必要があるが、小学校、中学校及び義務教育学校においても、時間外業務時間の削減目標達成には至っていない。

【令和5年度における教員の平均時間外業務時間（月あたり）】

小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
26.2時間	30.1時間	27.4時間	15.7時間	11.7時間